

# 「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

毛 桂 榮

## 1. 「領導」と「指導」

日本の中国政治研究では、「指導」と「領導」との相違について、余り議論されることがなかった。高原明生など著『開発主義の時代へ』では、「領導」を「指導」に翻訳せず、そのまま「領導」と表記する理由について、「領導」と「指導」には中国政治を理解する上で重要な相違があることを指摘し、「領導」には指揮命令権及びそれに対する服従が含意となり、「指導」は命令と服従の関係が存在しない、ガイダンスの意味を持つと説明している。また中国政治を理解するポイントは中国共産党が国家を「領導」することを強調している<sup>(1)</sup>。この「領導」と「指導」とを区別する議論は、加茂具樹の人民代表大会制の研究『現代中国政治と人民代表大会』でも強調されており、その著書のサブタイトルは「人代の機能改革と『領導・被領導』関係の変化」とされた。これは「領導」と「指導」との相違に関する指摘を受けてのことである<sup>(2)</sup>。

他方、中国でも「領導」について議論され、そこでは「領導」は影響であって、強制力を伴わないことが主張されている。例えば、張明軍華東政法大学教授（上海）は、「領導」と「執政」の関係を検討した長大論文で、「領導」の本質は影響であって、命令でも強制でもないことが中国学界の共通認識と指摘した上、共産党の「領導」は国家政権のコントロールなど具体的方法で「執政」に転換する必要があることを議論している<sup>(3)</sup>。要するに「領導」は命令ではないとされる。

「領導」は影響（影響力）か、「指導」か、あるいは強制・命令的な関係を含む概念かどうかについては、日本と中国は、全く異なる理解が示されたといっていよい。中国政治を分析する場合、中国共産党の「領導」がキーワードであるため、「領導」の理解次第で中国政治を理解する見方が全く異なってくる。本稿は、「領導」とはいったいどういう意味なのか、「共産党の領導」とはなにか、そして「執政」論が何故登場してきたのかを検討し、中国における共産党の支配の変容を分析していきたい。ちなみに、「領導」は影響力行使、あるいは命令など権限行使を指す場合もあれば、「領導」する者を指す場合もある。

以下、まず、憲法テキストの分析を通じて多様な「領導」の概念を分析し、その上で「法治国家」構築などの流れの中で「共産党の領導」が「執政」論として再構築されようとしていることを検討していく。

## 2. 「領導」の多様な概念

中国政治における「領導」は、多様な概念である。本稿では、試論として憲法をもって、「領導」の多様な概念を分析する。

憲法は、中国で一番大事にされてこなかった法文書である。「憲政」の論議は一時期、中国で盛んに行われたが、警戒もされてきた<sup>(4)</sup>。例えば、憲法には「言論の自由」規定があるのに、「言論の自由」がないのではないか、憲法通りの政治がないのではないかと議論される。「憲政」論は、政治問題となっている。実は、憲法の条文を通じて「領導」の多様な使用法を確認することができ、憲法は「領導」の概念を分析するのに適した材料である。ここでは臨時憲法である1949年共同綱領、1954年憲法、1982年憲法を手掛かりに、「領導」の概念を分析してみたい。1982年憲法は、4回改正があり、直近の改正は2004年である。1949年の共同綱領から、半世紀以上の変化を確認することもできる。

## 2.1. 「領導」の三つの概念

図表1では、1949年共同綱領、1954年憲法及び1982年憲法において、「領導」用語を摘出してみた。1975年憲法、1978年憲法を取り上げないことにするが、共同綱領、1954年憲法、1982年憲法にある「領導」用語の使用を分析して、私は、少なくとも三つほどの「領導」の概念が存在するのではないかと考えている。

第1に、社会あるいは大衆を組織化すること、その過程において主導権をとること、あるいは大衆を導く、牽引することである。この局面では、必ずしも支配・命令の関係は存在しない。これは主として憲法の序文で登場し、なおかつ、過去の歴史、すなわち建国への過程における共産党などの役割を叙述する場合に多い。この「影響力」とも言える「領導」の役割は、共産党に限定するものではない。図表では、これを（影響としての）「領導A」としている。

第2に、ある集団あるいは組織、個人などが支配的地位を占め、あるいは国家政権・国家装置（暴力装置）を掌握すること、国家と社会を統制する地位や能力を有することを意味する。厳密に分析すると、憲法テキストでは、さらに二つの概念に分けられる。まずは、政治的に国家と社会を支配・統治する概念であり、「党国体制」(party-state)がそのような「領導」のメカニズムを把握する概念である。また「全体主義体制」や「全能主義」(totalism)体制などもそのような支配関係を捉えた概念である<sup>(5)</sup>。現行憲法の序文では「共産党の領導」という形でこの意味での「領導」が使用されている。また「労働者階級の領導」規定も、この支配という意味の「領導」である。この概念の本質は、国家権力の掌握による支配である。これを（支配としての）「領導B」とする。

この「領導B」に近い使用法として、すなわち、支配的地位、優位を意味する「領導」として、「国営経済」の位置づけを規定する場合がある。1949年共同綱領、1954年憲法では、いずれも「国営経済」の「領導力量」（領導的な力）

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

図表 1 1949年共同綱領及び1954年・

	1949年「共同綱領」	1954年「憲法」
(影響) 領導 A	<p>(序文：戦争と革命の勝利、……「<u>人民民主専政の共和国</u>」に)</p>	<p>序文：中国人民が百年に及ぶ勇敢な闘争を経て、終に共産党の領導の下で、1949年に帝国主義、封建主義、官僚資本主義に反対する人民革命の偉大なる勝利を取得した。</p> <p>序文：我が国の人民が中華人民共和国を建設する偉大な闘争の中で、すでに共産党を領導とする各民主的階級、諸民主党派、諸人民団体の広範な人民民主統一戦線を結成した。</p>
(支配) 領導 B	<p>序文：人民民主専政は、中国労働者階級、農民階級等からなる人民民主統一戦線の政權で、労働者農民の同盟を基礎とし労働者階級を領導とする。中国共産党、各民主党派などから組織される中国人民政治協商会議は、人民民主統一戦線の組織形態である。</p> <p>第1条、中華人民共和国は新民主主義すなわち人民民主主義国家であり、労働者階級が領導し、労働者と農民の同盟を基礎とする……<u>人民民主専政を実施する</u>。</p> <p>第26条：国家は、経営範囲……の方面において国営経済、合作社経済、農民・手工業者の個体経済、私有資本主義経済及び国家資本主義経済を調整し、各種経済構成が、<u>国営経済の領導の下で……</u>。</p> <p>第28条、国営経済は社会主義性質の経済。すべて国有に属する資源と企業は、均しく人民全体の公共財産になり、人民共和国の主要な物質的基礎、また社会経済全体の<u>領導的な力</u>になる。</p>	<p>第1条：中華人民共和国は、労働者階級が領導し、労働者と農民の同盟を基礎とする<u>人民民主国家</u>。</p> <p>第6条：国営経済は、全民（全人民）所有制の社会主義経済で、国民経済のなかで<u>領導的な力</u>であり、また国家が社会主義改造を実現する物質的基礎である。</p> <p>第10条：国家は法律により、資本家の生産資料所有権及びその他の資本所有権を保護する。……国家は、国家行政機関の管理、<u>国営経済の領導</u>、及び労働者大衆の監督を通じて、国家計画・民生に有利な資本主義工商業の積極的な役割を利用し、不利な消極的役割を制限し……。</p>
(権限) 領導 C	<p>第14条：すべて人民解放軍が初めて開放した地域は、一律軍事的管制を実施し、……中央人民政府あるいは前線の軍政機関が人員を委任し軍事管制委員会及び地方人民政府を組織し、<u>人民を領導して</u>革命秩序を建設し、反革命活動を鎮圧する。</p> <p>第33条：中央の各経済部門及び地方の各経済部門は、<u>中央人民政府の統一指導の下で</u>各自の創造性と積極性を發揮する。</p> <p>(中央人民政府組織法における<u>領導</u>)</p> <p>第2条：国家が経営する企業の中で、当面労働者が生産管理に参加する制度を実施すべく、即ち<u>工場長の領導の下で</u>工場管理委員会を設立する。</p>	<p>第34条：民族委員会と委員会は、全国人民代表大会が閉会期間中、<u>全人大常務委員会の領導</u>を受ける。</p> <p>第49条：國務院は下記の職權を行使する： 3項：各部と各委員会の業務（工作）を<u>統一領導</u>する。 4項：全国の地方各レベル国家行政機関の業務を<u>統一領導</u>する。 14項：武装力（軍隊など）の建設を<u>領導</u>する。</p> <p>第50条、第11項：總理が國務院の業務を<u>領導</u>し、國務院會議を主宰する。</p> <p>第65条：県レベル以上人民委員会は、所屬の各業務部門及び下級人民委員会の業務を<u>領導</u>し、法律の規定により国家機関職員を任免する。</p> <p>第66条：全国の地方各レベル人民委員会は、すべて國務院の<u>統一領導</u>の下にある国家行政機関であり、國務院に服従する。</p> <p>(第79条（最高人民法院は地方各レベル人民法院及び専門人民法院の審判業務を監督し、上級人民法院は下級人民法院の審判業務を監督する）)</p> <p>第81条：地方各レベルの人民檢察院及び特別（専門）人民檢察院は、上級の人民檢察院の<u>領導</u>の下で、また一律に最高人民檢察院の<u>統一領導</u>の下で、業務を遂行する。</p>
計	7回	14回

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

1982年憲法における「領導」

1982年「憲法」(4回改正)	分析・解説
<p>序文：1911年、孫文先生が領導した辛亥革命が、封建帝政を廃止し、中華民国を創立した。</p> <p>序文：1949年、毛沢東主席を領袖とする中国共産党が中国各民族人民を領導し、……中華人民共和国を建立した。</p>	<p>孫文の領導あるいは共産党の領導、影響力、組織化、指南、ガイド、共産党の領導による勝利と建国。革命史観。過去を叙述。</p>
<p>序文：中華人民共和国成立後……社会主義制度はすでに確立した。労働者階級が領導し、労働者と労民の同盟を基礎とする人民民主専政、實質上すなわちプロレタリア専政（独裁）が強化され、發展した。中国新民主主義革命の勝利及び社会主義事業の成果は、中国共産党が中国各民族人民を領導し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の嚮導の下で……取得したものである。</p> <p>中国各民族人民は、引き続き共産党の領導の下で、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論及び「三つの代表」重要思想の嚮導の下で、人民民主専政を堅持し、社会主義の道を堅持し、……</p> <p>長期的革命と建設の過程で、共産党が領導し、各民主党派及び各人民団体が参加する……愛国統一戦線が結成され、この統一戦線は、引き続き強化し、發展していく。</p> <p>中国共産党が領導する多党協力と政治協商制度は長期にわたり、存続し發展する。</p> <p>第1条：中華人民共和国は、労働者階級が領導し、労働者と農民の同盟を基礎とする人民民主専政の社会主義国家。</p>	<p>「中国共産党（あるいは労働者階級）が領導」の定式</p> <p>「国体説」で、政治原理、国家政権の組織化・制度化における基本原則</p>
<p>(第7条：国有經濟、すなわち全国民所有制經濟は、国民經濟の中で主導的な力)</p>	<p>国営經濟の支配的地位としての領導。</p> <p>「領導力量」から「主導力量」に変更</p>
<p>第3条：(国家機構は民主集中制の原則) ……</p> <p>中央と地方の国家機構の職権区分は、中央の統一領導の下で積極的な地方の自主性と積極性を發揮する原則を遵守する。</p> <p>第70条：全国人民代表大会は民族委員会、……専門委員会を設立する。全国人民代表大会が閉会期間中、各専門委員会は全人大常務委員会の領導を受ける。</p> <p>各専門委員会は、全人大及び全人大常務委員の領導の下で関係議案を研究、審議、策定する。</p> <p>第88条：総理は、國務院の事務を領導する。副総理、國務委員は総理を補佐する。</p> <p>第89条：國務院は下記の職権を行使する。</p> <p>3項：各部と各委員会の所掌事務と職責を規定し、各部と各委員会の事務を統一領導し、また各部と各委員会に職属しない、全国的な業務を領導する。</p> <p>4項：全国の地方各レベル国家機関の業務を統一領導し、中央と省、自治区、直轄市の国家行政機関の職権の具体的な区分を規定する。</p> <p>6項：經濟業務と都市農村の建設を領導と管理する。</p> <p>7項：教育、科学、文化、医療、スポーツ及び計画出產事務を領導と管理する。</p> <p>8項：民政、警察、司法行政及び監察等の事務を領導と管理する。</p> <p>9項：対外事務を管理し、外国と条約と協定を締結する。</p> <p>10項：国防建設事業を領導と管理する。</p> <p>11項：民族事務を領導と管理し、少数民族の平等な権利及び民族自治地方の自治権利を保障する。</p> <p>第91条：会計審査機関は、國務院總理の領導の下で、法律の規定により独立して会計審査監督権を行使し、その他の機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。</p> <p>第93条：中華人民共和国中央軍事委員会は全国の武装力を領導する。</p> <p>第108条：県以上の地方各レベル人民政府は、所属する各事務部門及び下級人民政府の事務を領導し、所属する各事務部門及び下級人民政府の不適切決定を変更あるいは取消しする権限を有する。</p> <p>第110条：全国の地方各レベル人民政府は、すべて國務院の統一領導の下にある国家行政機関であり、國務院に服従する。</p> <p>(第127条：最高人民法院は地方各レベル人民法院及び専門人民法院の審判業務を監督し、上級人民法院は下級人民法院の審判業務を監督する)</p> <p>第132条：最高人民檢察院は最高檢察機關である。最高人民檢察院は、地方各レベル人民檢察院および専門人民檢察院の業務を領導し、上級人民檢察院は下級人民檢察院の業務を領導する。</p>	<p>権力関係の組織化、制度化を規定する。</p> <p>政府機関における権限関係、責任の所在。上級の組織や管理職位にある人物が指導権限を行使すること。</p>
<p>26回</p>	<p>企業における責任制、組織内の権限関係</p>

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

を規定している。これは、「領導A」の誘導、引導、先導の意味ではなく、支配的力を意味する概念と考える。改革開放政策の推進に伴って、現在、「国有経済」は「領導力量」ではなく「主導力量」（1982年憲法第7条）に変更している。ここでは、この「国営経済」の「領導」・「領導力量」という概念も「領導B」の概念とした。この意味での概念は、現行憲法ではなくなったので、「国営・国有経済」の「領導」とは具体的に何を意味するかについては、これ以上の分析をしないことにする。

第3に、組織や制度における権限関係、指揮命令（服従）の関係、あるいは責任の所在を明示する概念である。これを（命令・権限としての）「領導C」とする。この「領導C」は、「領導B」とは異なり、包括的な支配や優位の概念ではなく、より権限関係に則した形で上下関係、命令と服従を明示する場合が多い。実際、憲法では、中央の地方への「統一領導」や、國務院の「領導と管理」、上級組織の下級組織への「領導」という形で規定される。すなわち、より具体的な権限関係、上下関係を示している概念で、政府組織の規定でよく使用される概念である。この（権限としての）「領導C」の概念においては、「共産党の領導」という表現はない。

「領導」とともに、新しく提起される「執政」の概念がある。共産党の「領導」を強化する議論として「執政党」としての「執政能力」の強化が提起されている。この「執政」論は、上記の「領導B」そして「領導C」とどう関連するかについて、「執政」論の登場の分析を通じて検討する。執政は「領導B」の具体的な制度化過程として、また「領導B」を「領導C」に接合・接続させるメカニズムと把握できると考える。

## 2.2. 1949年共同綱領における「領導」

以下、臨時憲法である1949年共同綱領、1954年憲法、1982年憲法のテキストに則して、「領導」の概念を検討してみる。

1949年、建国に際して採択された共同綱領<sup>(6)</sup>は、まず序文では戦争と革命の勝利で「人民民主專政」の共和国が樹立することを宣言し、その「人民民主專政」は、「人民民主統一戦線」の政権であり、労働者階級を「領導」とすることを明言している<sup>(7)</sup>。また本文では国家の性格が「人民民主国家」（第1条）とされている<sup>(8)</sup>。「人民民主国家」では「人民民主專政」を実施し、労働者階級を「領導」とすることが明示されているが、共産党の「領導」は条文では規定されなかった<sup>(9)</sup>。

他方、1949年の共同綱領では、「国营經濟」の「領導」の下、あるいは經濟全体における「国营經濟」の「領導的な力」（原文は領導力量）のことが規定されている（第26、28条）。労働者階級の「領導」、あるいは「国营經濟」の「領導」は、「領導B」と考える。

また、建国初期の状況を反映して、共同綱領第14条では、新解放した地域における軍事委員会あるいは新設の地方政府（地方人民政府）が、「人民を領導」して、秩序維持することを定めている。「人民を領導」という表現は、以後の憲法や共産党の文献では常用となるが、ここでは軍事委員会あるいは地方政府が公権力を獲得・行使・維持することを含意するものであり、概念的に労働者階級の「領導」とは異なると考える。もちろん、単に「人民を領導」という用法からして、後述する「共産党が各民族人民を領導する」の表現に近いということもできる。

この政府の権限行使という意味での「領導」は、共同綱領第33条で一層明白となる。そこでは中央及び地方の各經濟部門（經濟担当部局）が、中央人民政府の「統一指導」のもとに置かれることが規定された。このような規定は、經濟組織に限定しているが、その後も継承され、中央が地方に対する「統一領導」となっていた。すなわち、1954年憲法第34条第3項、第66条、また1982年憲法第3条、第89条第4項へ継承されていく。

1949年共同綱領では、「国营企業」の、言わばガバナンス構造に関する規定

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

があり、工場長の「領導」の下で、労働者の生産管理への参加として工場管理委員会組織の設置が規定されている（第2条）。類似する規定は、1954年憲法及び1982年憲法では見られない。これも、組織上の権限関係を示す規定である。政府の権限規定にしる、企業組織（工場長）の権限規定にしる、共同綱領の第2条、第14条、第33条の規定は、いずれも組織や制度に則した規定であり、これは、共産党の国家への「領導」（領導B）という包括的な規定ではなく、権限や責任の所在を示す「領導C」である。

1949年共同綱領では、「領導」が用語として合わせて7回登場しているが、おおむね2種類の「領導」概念に分類される。それは、包括的支配という意味における「領導B」と、組織権限関係における「領導C」の使用法である。上記で説明した「領導A」の概念はない。共同綱領の序文と第1条の労働者階級の「領導」的地位、また「国営経済」の「領導力量」としての地位は前者のことである。労働者階級の「領導」は共産党の「領導」を意味するが、国家権力の掌握（階級的支配）を意味し、「国営経済」の「領導」的地位は、「新民主主義社会」における労働者階級の「領導」を確保するため、またその「領導」を通じて確保される支配的地位を規定するものである。

1949年の共同綱領では、「共産党の領導」という表現はない。序文における国家の性質規定としては、統一戦線の政権とする「人民民主專政」が定義され、また「労働者階級の領導」が明記されている。そして第1条の「新民主主義」国家の規定では労働者階級が「領導」する「人民民主專政」を実施するとなっている。「共産党の領導」という表現は直接的に使用されておらず、序文と第1条で登場する「労働者階級の領導」は、実質上「共産党の領導」を意味することに異論はないといってよい。

1949年の共同綱領では、「中国共産党」への言及が一回だけである。序文では、「中国人民政治協商会議」について、それは「中国共産党」、各民主党派などから組織される「人民民主統一戦線」の組織形態と説明されている。「中国共



産党」の表現はあるが、共産党の「領導」の規定はない。共同綱領では、新しい国家は労働者「領導」の人民民主專政の国家で、その国家政権は「人民民主統一戦線」の政権形式をとり、その具体的な組織としては「中国人民政治協商会議」と規定されていた。この政治協商会議は、言わば国家政権を体現する最高権力機関であるが、実質、1949年10月以後、単なる協議機関になっていたことは別途、検討したことがある<sup>(10)</sup>。

### 2.3. 1954 憲法における「領導」

さて、1954年憲法は、序文で「中国共産党領導」の下で中国人民が1949年に革命の勝利を勝ち取り、また建国の過程で中国共産党を「領導」とする「人民民主統一戦線」を結成したと宣言し、「共産党の領導」が明言されている<sup>(11)</sup>。これは歴史に関する叙述である。1949年までの革命過程における共産党の「領導」は、1949年建国する前の事であり、革命党である共産党が、権力的、命令的な領導を行う基盤はないはずである。序文のこの部分の「領導」は、「影響力」と言っても間違いではない。また序文の「統一戦線」の叙述についても、建国する前に共産党が「領導」する統一戦線が結成されたことを明言するものであるが、建国するまでは共産党が民主党派などに対して指揮命令権を行使することもないはずである。「主導権」があるが、命令権がない「領導」であり、これは建国後の統一戦線組織（政治協商会議）における共産党の民主党派に対する（支配を意味する）「領導」と異なる。現在の「共産党領導の多党協力」において共産党の「領導」はもはや「影響力」ではなく、「領導B」による上下的な統制関係が実質上、形成されている。要するに、1954年憲法序文の「領導」は、影響力という意味の概念であり、ここでは「領導A」と分類する。このような「影響力」という意味における「領導」の概念（領導A）は、1949年共同綱領では使用されなかった。

1954年憲法の第1条では、1949年共同綱領を継承しながら、中華人民共和

国は「労働者階級が指導し」、労働者と農民が同盟する「人民民主国家」と定義されている。労働者階級の「領導」であって、共産党が「領導」という表現はないが、この条文における「領導」はもはや影響力を意味する概念ではなく、支配の意味となり、国家権力を媒介した支配である。労働者階級の「領導」の表現をそのまま援用するが、1949年共同綱領の「人民民主專政」に代えて「人民民主国家」との表現をとっている<sup>(12)</sup>。ともかく、この労働者階級の「領導」は、国家権力に対する支配を媒介した「領導」であり、「領導B」となるのである。

1954年憲法の本文では共産党の「領導」の表現はないが、憲法の序文では「共産党の領導」の表現が登場している。しかし、繰り返すが、この序文で言及する「共産党の領導」が、革命・そして建国までの領導であり、国家権力を媒介にした領導ではない。その意味で1954年憲法は、文言上、共産党の国家に対する「領導」(すなわち領導B)は、表現されなかった。1954年憲法の審議過程では、憲法に「共産党の領導」を明文化する提案はあったが、検討されなかったようである<sup>(13)</sup>。

また、1954年憲法では、「国営経済」について1949年共同綱領の規定(第26条、28条)を継承し「領導力量」(第6条)としている(領導B)。

共同綱領に比べると、1954年憲法においては政府機関の権限規定が多くなり、組織の権限規定において「領導」の規定が多くなった。全人代の専門委員会が全人代閉会中、その常務委員会の「領導」を受けること(第34条)のほか、国務院が各構成組織、また各地方行政機関を「統一領導」すること(第49条3、4項)、国務院総理が国務院を「領導」すること(第50条)、上級政府が地方政府を「領導」すること(第65条)、全国の地方政府が国務院の「統一領導」を受けること(第66条)が規定されている。「領導」と「統一領導」の規定が混在しているが、「統一領導」は、中央や組織・個人に集権を意味するようである。中央の地方に対する「統一領導」は、1949年共同綱領の規定(第33条)を継承・

拡張したものであり、1982年憲法（第3条、第89条4項、第110条）でも継承されている。

実は、1954年憲法における政府組織の権限に関する「領導」規定は、一部は1949年に採択された中央人民政府組織法の表現を継承している。同組織法では「領導」の権限規定が多数確認できる<sup>(14)</sup>。例えば組織法第8条では中央人民政府主席が政府委員会の仕事を「領導」すること、同15条では政務院（現在の國務院）の職務に関して、全国の地方政府の仕事を「領導」することが規定され、いずれもその後継承されている。また同組織法第26条では、審判機関（裁判機関）の権限関係規定があり、最高司法機関（最高人民法院）が全国の司法機関の審判を「領導」、また「監督」することに責任を負う（負責）と規定されている。この裁判機関に関する「領導と監督」規定は、司法の審級制などによる変更かどうかはともかく、1954年憲法以後、「監督」へと変更されている（1954年憲法79条、1982年憲法127条）。また、1954年憲法では最高檢察機関による「統一領導」（第81条）が規定されているが、これは、1982年憲法においては「領導」の規定へと変更・継承されている（1982年憲法第132条）。

#### 2.4. 1982年憲法における「領導」

最後に、1982年憲法の「領導」規定を検討する。1954年憲法では「領導」の表現は14回登場するのに対して、1982年憲法では26回も登場するが、その大部分は、政府の権限規定に関するものである。

まず、1982年憲法序文では、孫中山（孫文）先生<sup>(15)</sup>が「領導」した辛亥革命を称えた上、「毛沢東主席」を「領袖」とする中国共産党<sup>(16)</sup>が、各民族人民を「領導」し革命の勝利を勝ち取り、1949年に建国したことを宣言している<sup>(17)</sup>。この二つ（孫文と共産党）の「領導」は、いずれも1949年以前の叙述であり、国家権力を媒介にした権力的、命令的な「領導」ではないことは明白である。この「領導」は、影響力という意味の指導であり、「領導A」である。興味深

いのは、この序文は「孫中山（孫文）先生」、また「毛沢東主席を領袖とする中国共産党」という表現をしているところである。言うならば、中国共産党の立場からの表現・叙述である<sup>(18)</sup>。また、「毛沢東」の個人名は1949年共同綱領、1954年憲法では、いずれも登場していなかったことも指摘しておく<sup>(19)</sup>。

1982年憲法では、共産党の支配を意味する「領導」（領導B）の表現は複数、登場している。これは過去への言及ではなく、現在、そして将来に関する規定である。1954年憲法では見られない規定である。ただ、共産党の「領導」を実質意味する「労働者階級の領導」（憲法第1条）を除き、82年憲法においては、75年憲法や78年憲法と異なり<sup>(20)</sup>、憲法の本文（条項）の中で「共産党」および「共産党の領導」という表現は登場せず、序文においてのみである。憲法の序文と本文の規範性の相違問題はともかく、1982年憲法は、共産党の「領導」に関する規定を本文で廃止したことは、1954年憲法に回帰したとってよい<sup>(21)</sup>。

具体的に、1982年憲法の序文では、建国の勝利及び建国後の成果は、共産党の「領導」の下で取得したものと指摘し、今後も「共産党の領導」の下で「四つの基本原則」、鄧小平理論、「三つの代表」論などを指導思想とすることを宣言している。また共産党が領導する統一戦線、共産党が領導する多党協力を強化することも宣言している。言わば、過去から叙述して、現在、そして将来において共産党の「領導」を宣言したものである。これは、建国前における共産党の「領導」（領導A）とは異なるものであり、国家政権を掌握することによって確保される支配的地位であり、統治権の掌握を意味するものである（領導B）。

さて、1949年共同綱領、1954年憲法で規定された「国営経済」の「領導力量」は1982年憲法では、変更されている。すなわち、「国営経済」が「国有経済」へとともに「領導力量」が「主導力量」（第7条）へ変更している<sup>(22)</sup>。「主導」は「領導」よりその支配的意味が低減すると推測されるが、具体的な相違はどこにあるか、議論があろう。

1982年憲法で「領導」の表現がもっとも多く登場するのは、政府の権限規定に関する部分であり、合わせて（26回中）18回使用されている。いずれも組織の権限規定（領導C）に関わるものであるが、ほかの用語との組み合わせもあり、多様な表現となっている。大まかな分類をすると、「統一領導」と「領導」の2種類の規定があり、また「領導」を表現する場合、単に「領導」とする場合と「領導と管理」とする場合もある。さらに関連する概念としては、「管理」、そして「監督」とする場合もある<sup>(23)</sup>。

具体的に、「統一領導」とするのは、中央の「統一領導」の下で中央と地方の職権区分を行うこと（第3条）、地方の人民政府はすべて国務院の「統一領導」の下に置かれること（第110条）、また、国務院の権限においては各部や委員会の事務を「統一領導」すること（第89条3項）、地方の国家機関の業務を「統一領導」すること（同4項）がある。単に「領導」とするのは、全人代の専門委員会が同常務委員会の「領導」を受けること（第70条）、総理が国務院を「領導」すること（第88条）、会計検査機関は国務院総理の「領導」を受けること（第91条）、軍隊などは中央軍事委員会の「領導」によること（第93条）、上級政府が下級政府を「領導」すること（第108条）、検察機関における「領導」の規定（第132条）などがある。検察機関に関しては1954年憲法にある最高検察院の「統一領導」は「領導」へと変更している。

他方、単に「領導」ではなく、「領導と管理」とする表現もある。それは、いずれも国務院の権限に関する規定（第89条）である。すなわち「経済建設」（同条6項）、教育など文部行政（同7項）、民政（厚生）、警察、司法などの業務（同8項）、国防建設（同10項）、民族問題の事務（同11項）を「領導と管理」することが規定される。他方、「対外事務」（同9項）に関しては、「領導」や「領導と管理」ではなく、単に「管理」となっている。国務院は「対外事務」を「領導と管理」とするといった規定ではない。「対外事務」と「外交事務」との相違はともかく、「領導と管理」することではなく、「管理」とする意図は、別途、

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

中央軍事委員会との関係で検討が必要であろう。さらに司法機関（裁判機関）に関しては、1954年憲法の規定（第79条）を継承して、上級裁判機関による下級裁判機関への「監督」（第127条）が規定されている。検察機関については、前述したように「監督」ではなく「領導」の規定がある（132条）。

国防に関しては、国家の中央軍事委員会（実質上、共産党の中央軍事委員会）は、全国の武装力（軍隊など）を「領導」する（第93条）となっているが、國務院の権限規定では、「国防建設事業」を「領導と管理」すること（第89条10項）とされている。「軍」に対する「領導」体制においては、中央軍事委員会の構成員ではない「國務院総理」の役割は、かなり特異である。

以上の規定から分析すると、「統一領導」は国家体制あるいは権力配分の基本に関わることが多く（中央地方関係）、集権を意味する概念である。「領導」は（大政方針などの）責任体制に関わること、そして「領導と管理」は大政方針のみならず、日常事務の「管理」も含む概念のようである。「管理」は具体的政策の「執行」という意味合いが強いようであり、また「監督」はガイダンスや指導・監視といった意味合いであり、「領導」や「領導と管理」よりも命令的な意味が低減すると思われる。

もちろん、以上は、「統一領導」、「領導」などに関する厳密な分析ではない。中国の行政組織法を子細に検討しないと、「領導」と「管理」の区分もなかなか困難である。「領導」は、組織の権限関係における指揮命令と服従を含意するが、「管理」との相違はなにか、組織法的に究明する必要がある。さらに、同じく組織的権限とする「領導」といっても、例えば会計検査機構については、その権限行使の「独立性」が規定されながら、國務院総理による「領導」も示されている（1982年憲法第91条）。独立性のある組織に対する「領導」は、一般の組織間あるいは組織内の「領導」と異なるであろう<sup>(24)</sup>。

### 3. 「執政」「執政党」, 「執政能力」

中国憲法本文第1条で規定される「労働者階級の領導」は、中国では「国体」とされる<sup>(25)</sup>。それを具体化した制度としては、かつて都市と農村における定数の格差（不均衡）を選挙法で規定した。それは都市労働者の「領導」を確保するという理由によるものであるが、現在、都市と農村における一票の格差は原理的に解消されている<sup>(26)</sup>。また「労働者階級の領導」は實質上、「共産党の領導」と理解されているので、現在も人民代表大会においては代表に占める共産党員の割合が6割程度に確保されている。

憲法テキストの分析から見るように、中国政治の基本原則とされる「共産党の領導」は、憲法第1条（労働者階級の領導）を除き、基本的に憲法の序文で規定されているものである。共産党の位置は、具体的制度としては憲法の本文（例えば国家機構の第3章）では明記されていない。憲法テキストを整理・分析した図表1にみるように、政府組織の編制、組織の権限関係の規定においては、共産党の「領導」は規定されていない。中国の「政治原理」とされる「共産党の領導」は、結局、法制度的な規定（国家組織の権限規定）を持たないままで、実態においては、例えば、（1）「党（共産党）が幹部を管理する」原則が確立され、また制度化されている。現在、公務員法では、この原則が規定されている。（2）行政組織や機能領域に対応する共産党の各種「領導小組」（対口組織）などが設置され、共産党が国家を「領導」する「小組政治」が制度化されている。党の政法委員会もその一つである。（3）（政府機関など）に設置される「党組」による「領導」が制度化されている。（4）政治協商制度における共産党の「領導」、 「共産党領導の多党協力」が制度化されている。（5）軍隊に対する党の「領導」として、党の中央軍事委員会（国家の中央軍事委員会と同組織）が設置され、中国的文民（共産党）統制が制度化されている。（6）企業や社会团体においては

党組織が設置され、党の「領導」は社会の隅々まで制度化されている。例えば大学においては「党委員会領導下の校長（学長）責任制」が実施されている。また、(7) イデオロギー統制、世論統制が実施され、共産党の「領導」が思想統制と連動することになっている<sup>(27)</sup>。これらは、すべて本稿が分析する「領導C」に基づく「領導」体制ではない。

その帰結については、多言を要しないであろう。その一つは、党政関係における政党の「一元化領導」、あるいは共産党による「代行主義」である。改革開放政策の推進で、「革命党」から「政権党」への転換に伴って「領導」よりも「執政」論が展開されてきた。紙幅の関係で十分にその議論を紹介・分析することができないが、「執政」論の登場には、およそ三つの理由がある。第1に「党政分離」の改革論<sup>(28)</sup>、第2に法治国家の構築<sup>(29)</sup>、第3に共産党支配の正統性の危機（への対応）である<sup>(30)</sup>。

中国憲法では、「執政」の用語はない。歴史的に、中国共産党は「執政」あるいは「執政党」という表現を使用したことがあるが、「執政党」の地位強化や「執政能力」の構築を強調するようになったのは、1980年代に入ってからのことである。「領導」と「執政」との関係も諸説あり、「領導」と「執政」を同じ概念として理解する議論もあるが、一般的に、執政は具体的に政権を担当することと理解されている<sup>(31)</sup>。

1980年代後半、党政分離論が広く議論されてから、共産党の「領導」方法の改善が提起された。例えば、1987年の共産党第13回党大会では、共産党の「領導」は「政治領導」であって、それは「政治原則、政治方法、重大な政策決定の領導」、及び「国家政権機関へ重要幹部を推薦すること」とし、また共産党が国家に対する「政治領導」の方法は、党の主張を法定の手続きによって国家の意思に変換することと提起した<sup>(32)</sup>。ここではすでに「執政」の発想が見られた。1989年12年に共産党中央は、「共産党が指導する多党協力と政治協商制度を堅持・改善することに関する意見」を公表した<sup>(33)</sup>。そのなかで共産党



「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

は、社会主義建設の「領導核心」と「領導」的地位を強調しながら、共産党は「執政党」と強調し、党の「執政能力」を強化することを提起した。

「法治国家」の概念が1999年の憲法改正（第5条）で追加されたことで、憲法の範囲の中で共産党の「領導」能力を強化する議論、また「執政」能力の構築・強化する議論が一層顕著となった。決定的なのは、2004年に「党の執政能力建設に関する中共中央の決定」が公表されたことであり、そこでは共産党は「執政党」とするとともに、「科学執政」、「民主執政」、「依法執政」の概念も提起された。

さらに2007年に公表された政府白書である「中国の政党制度」では、共産党は「領導」と「執政」の地位にあり、執政党とする共産党は「依法執政」をし、「参政党」とする民主党派は政治に参加するが、「執政党」と「参政党」は交替で「執政」するものではないとされた<sup>(34)</sup>。すなわち、共産党の「領導」があつての執政であり、「執政」は「領導」に取ってかわるものではない。共産党の「執政」は単なる「与党」の執政ではなく、「領導」的地位にある政権党の永続する「執政」である。

中国憲法の序文では「共産党の指導」が宣言されているが、他方、憲法（第5条）では、（社会主義）「法治国家」の構築、「各政党」などが憲法及び法律を遵守することも規定されている。「各政党」の中に、共産党も含まれると一般的に理解され、共産党もこの点を強調している。共産党は、その政策の政治方針、政策などを法定の手続きによって国家の意思（法律など）に変換する必要があるとしている<sup>(35)</sup>。より具体的には、共産党はその政策（政治原則、重大政策の決定など）を国家機構である人民代表大会、國務院の行政機構などに手続き的に変換する必要があるが、党の意思を法制化するなどの形で国家の政策として承認され、制度化され、執行していくことが重要となる。また、国家政権へ幹部を推薦することも共産党の「領導」の重要な一面とされる<sup>(36)</sup>。

要するに、政策と人事の両面において、共産党の「領導」は、具体的な「執

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

政」のメカニズムの構築を通じ実現されようとしている。「領導」とともに「執政」は、中国共産党が国家を支配する基本理念となり、制度化されようとしている。共産党の領導（支配としての領導B）は、「執政」を通じて始めて国家の制度的・組織的権限規定による領導（権限としての領導C）と接合・接続するのである。

日中間の「領導」概念を巡る理解の相違は、次のように整理できるのではないか。すなわち、中国で領導（共産党の領導）を「非強制・影響」と理解したのは、「領導B」をすべて「領導A」と単純化した結果であり、日本で「領導」（共産党の領導）を「指揮命令（権）」と理解したのは、「領導A」を無視して、また「領導B」（共産党の領導）を「領導C」に引きつけて理解していると総括してよいであろう。

（毛桂榮，Mao, Guirong, 2016年6月成稿）

## 注

- (1) 高原明生・前田宏子『開発主義の時代へ』（岩波新書，2014年），はじめに（高原）を参照のこと。
- (2) 高原氏は「領導」と「指導」を区別することをすでに1996年の論文で議論していた。加茂具樹『現代中国政治と人民代表大会：人代の機能改革と「領導・被領導」関係の変化』（應義塾大学出版会，2006年）では，1996年の高原論文が引用されている。同書，序章注(2)，19頁。
- (3) 張明軍「依法治国必須正本清源的兩個概念：領導与執政」『政治学』2015年第5期所収。雑誌『政治学』は中国社会科学院政治学研究所が編集するものである。同論文の前半部分は，雑誌『炎黄春秋』に「領導与執政积義」のタイトルで掲載されている（2016年第3期所収）。領導の「非強制性」を強調する類似的議論は，例えば陳雲良・蔣清華「中国共産党領導權法理分析論綱」，吉林大学『法制与社会發展』2015年第3期も参照。
- (4) 「憲政論」を「ブルジョア的」と批判する中で，2014年に中国社会科学院王偉光院長は，階級闘争論の必要性・必然性を説き，「無産階級專政＝人民民主專政」を強化する議論（論文題目は「堅持人民民主專政並不輪理」『紅旗文稿』2014年第18期所収）を発表したことを指摘しておく。周永坤「紆余曲折の中国憲政研究60年」石

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

塚迅ほか編著『憲政と近現代中国：国家，社会，個人』（現代人文社，2010年）所収なども参照。

- (5) 中国政治における全体主義体制的側面は、毛桂榮「政治体制論から見た中国政治」、明治学院大学法学部政治学科編『初めての政治学・改訂版』（風行社，2015年）所収を参照。また全能主義 (totalism) は「全体主義」と区別される概念で、鄒讜 (Tsou Tang) によるものである。
- (6) 共同綱領の成立過程については、杜崎群傑『中国共産党による「人民代表会議」制度の創成と政治過程』（お茶の水書房，2015年）のほか、許崇徳『中華人民共和國憲法史』（福建人民出版社，2003年），第2，3章を参照。
- (7) 人民民主專政の「專政」の用語は、1920年代に使用されはじめた。この「專政」及び「無産階級專政」用語の使用と普及については陳独秀が重要な役割を果たしたようである。李博 (Wolfgang Lippert) 『漢語中的馬克思主義術語的起源与作用』（中国社会科学出版社，2003年翻訳出版，原文はドイツ語），370頁以下の検証を参照。「人民民主專政」概念の普及においては、毛沢東『論人民民主專政』（1949年）が重要である。現行憲法では、「人民民主專政，すなわち實質上無産階級專政」との表現はある。晏楽斌 (2012) 「改革前無産階級專政的对象」、『炎黄春秋』2012年第8期などを参照。
- (8) 共同綱領の国家・政権の性質に関する規定では多様な表現が使用されている。すなわち、新国家は、「新民主主義」国家、「人民民主国家」、または「人民民主專政」の共和国とされ、また政権は「人民民主統一戦線の政権」であり、「人民民主專政を実施する」とある。「新民主主義革命・国家・社会」とは何かを含め、趙鳳彬「中国の「新民主主義社会」再考」同志社大学『經濟學論叢』51(1)，1999年所収が議論されて参考になり、また杜崎群傑『中国共産党による「人民代表会議」制度の創成と政治過程』第7，8章も参照。
- (9) 1949年共同綱領から1982年憲法まで、条文の第1条では「労働者階級の領導」が規定されることが共通であり、この条文は、實質上「共産党の領導」が意味すると理解されている。例えば、許崇徳『中華人民共和國憲法史』，35頁，82頁を参照。共産党が労働者階級の「前衛党」であるため、「労働者階級の領導」は「共産党の領導」となるのである。1975年及び1978年の憲法では、労働者階級はその前衛党・中国共産党を通じて国家に対する領導を実現すると明記されていた。
- (10) 毛桂榮「政治協商會議の位相」明治学院大学『法学研究』100号，2016年1月所収。
- (11) 1954年憲法の形成過程に関する詳細な研究は、韓大元『1954年憲法与新中国憲政』（湖南人民出版社，2004年）がある。
- (12) この修正の意味を強調するのは、韓『1954年憲法与新中国憲政』，402頁以下。

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

- (13) 韓『1954年憲法与新中国憲政』, 119頁, 353頁を参照。ただ審議過程で議論した形跡はない。共産党の領導は、当然の前提とされた。同書, 339頁以下などを参照。1949年共同綱領や1954年, 1982年憲法は、いずれも憲法第1条で「労働者階級の領導」を規定しており、それは、實質上「共産党の領導」を意味することについて異論はないと思われる。加茂は、中国共産党が国家に対する「領導性」あるいは「領導」としての地位が正式に確認されたのは1956年の共産党第8回党大会であったとしている。加茂『現代中国政治と人民代表大会』, 1頁, 27頁。1949年共同綱領と1954年憲法における共産党の位置づけについては、同書, 第1章, 61-62頁の注(3)を参照。1975年憲法と1978年憲法における共産党の「領導」規定, 同書, 27頁も合わせて参照。
- (14) 1949年9月採択された中央人民政府組織法については、全国政協研究室編『全国政協全書(上・下)』(中国文史出版社, 1999年), 189頁以下を参照。
- (15) 辛亥革命における孫文の役割について、「主導」か、「指導」か、はたまた「参加」かについては、議論があろう。中国では「孫文(孫中山)先生が領導した辛亥革命」が定説となっている。敬意を込めて「先生」をつけて呼ぶことが多い。憲法の表現は典型的である。台湾では孫文は「国父(建国の父)」とされている。孫文に関して最近の著書としては、横山宏章『素顔の孫文：国父になった大ぼら吹き』(岩波書店, 2014年)があり、また深町英夫編訳『孫文革命文集』(岩波文庫, 2011年)を参照。
- (16) 中国共産党が創設された時点では、毛沢東は「主席」、また「領袖」ではなかった。毛沢東は「領袖」となったのはいつ頃かについては、遵義會議(1935年)を強調する議論が多いと思われる。また毛は「主席」になるのはいつ頃かについては、議論も分かれるであろう。事実として1935年遵義會議後、毛は軍の実権を握るが、「主席」ではなかった。毛は1936年に延安で共産党「中央軍事委員会主席」に就任するが、党の最高責任者ではなく、その後、1943年「政治局主席」になり、實質上、最高責任者になる。1945年に「毛沢東思想」が「指導思想」として共産党7大で確立し、毛は「中央委員会主席」になり、形式、實質ともに「主席」となり「領袖」となる。
- (17) 中国共産党は、1921年に創設され、會議の参加者は13人であった。毛沢東はその一人であった。創設會議に参加した13人の中で、1949年に天安門で中華人民共和国の建国を迎えたのは、毛沢東と董必武の二人だけであった。詳細は、石川禎浩「思い出せない日付：中国共産党の記念日」小関隆編『記念日の創造』(人文書院, 2007年)を参照。また、共産党の初代総書記陳独秀については、横山宏章『陳独秀の時代：「個性の解放」をめざして』(慶應義塾大学出版会, 2009年)を参照。
- (18) 現行中国憲法における建国や憲法制定を物語る主語(主体)は、中国共産党で

## 「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

ある。これは、憲法にある「中国共産党は中国各民族人民を領導して」という表現に典型的に現れる。これに関して、憲法学者の陳瑞洪は、「中国人民在中國共産党的領導下」（中国人民は中国共産党領導の下で）という論文で「中国憲法の基本原則」及びその「表現形式」を議論している（<http://www.aisixiang.com/data/39382.html>, 2016年5月16日アクセス）。例えば、アメリカ合衆国憲法の書き出しは、We, the People of the United States（われら合衆国の人民（国民）と訳すか）で、日本国憲法の書き出しは、「日本国民は」（英文は We, the Japanese People）である。中国憲法の一般的表現は「中国共産党は中国各民族人民を領導して」になっているが、憲法は主権者として宣言するものであるので、陳は「中国人民は中国共産党の領導の下で」に変更すべきことを議論し、また「中国各民族人民」は統合体である nation（国民）の概念ではないので、「中国人民」に変更すべきことを指摘している。いずれも興味深い議論ではあるが、「国民主権」と「共産党の領導」との統合・両立を図る議論である。ちなみに、上記の「people」用語の問題（人民か国民か）については、飛田茂雄「アメリカ合衆国憲法を英文で読む」（中公新書、1998年）を参照のこと。

- (19) 個人崇拜との関わりで言うと、「毛沢東思想」の表現は、すでに1945年に定式化され、そして1949年建国の時点では、「毛主席万歳」の表現がすでに登場している。例えば、1949年9月30日政協第一回全体会議の閉幕式で朱徳の閉幕辞の最後は、「毛主席万歳」となっている。前掲『全国政協全書』所収、45頁。「毛主席万歳」の表現は、少なくとも1949年10月1日以前、正式に使用されていた。共産党歴史の研究で、いつ頃から「毛主席万歳」が呼ばれたのかについては、いくつかの研究があるが、その中で1950年のメーデーに関する公式文章で、毛沢東が自ら文末に「毛主席万歳」を追加したかどうかの議論があり、「毛主席万歳口号の由来」（毛主席万歳スローガンの由来）（張素華へのインタビュー記事）、『党的文献』2010年第5期に所収、また張素華「毛沢東沒有在五一口号中加写毛主席万歳」（毛沢東が5・1スローガンに毛主席万歳を加えていない）、『炎黄春秋』2010年第7期所収を参照。張素華への反論としては、李銳「関与毛主席万歳這個口号」（毛主席万歳のスローガンに関して）、『炎黄春秋』2010年第8期所収を参照。ちなみに、私の鮮明な記憶では、小学校に入学して配布された「語文」教科書の第1頁は「毛主席万歳」、第2頁は「中国共産党万歳」であった。
- (20) 1975年と1978年憲法の本文では、「中国共産党は全中国人民の領導核心」、「労働者階級は、その前衛党（先鋒隊）である中国共産党を通じて国家に対する領導を実現する」（ともに憲法第2条）と規定されている。この表現は現在、憲法ではなくなったが、いまでも共産党の公文書あるいは研究論文で主張されている。
- (21) 高鑑（2011）「關於党的指導：1982年憲法的重要修正」、『炎黄春秋』2011年第8

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

- 期。また、宋月紅「新中国憲法对中国共産党領導権地位的確立」当代中国研究所（1990 設置，社会科学院所轄）編集『当代中国史研究』2015 年第 1 期所収も参照。
- (22) 1982 年憲法において「国営經濟」が「国有經濟」へ変更したのは，1993 年の憲法修正である。「社会主義初級段階論」，また「共産党領導の多党協力と政治協商制度」も同時に追加された。
- (23) 領導，統一領導などの概念の英語表現は，憲法の英語版 (<http://en.people.cn/constitution/constitution.html>) で確認すると，統一領導は unified leadership，領導は lead, direct, direction，領導と管理は direct and administer となっている。
- (24) 中国の行政組織法が未発達というのは，私の持論である。國務院組織法はもちろん，部・委員会の設置法規も簡単で，内部組織の設置も法制化されていない。國務院組織法では，「領導」のほか，「管理」，また「主管」，「負責」（責任を負う），「辦理」（処理）など多様な概念が使用されている。その相違に関する分析は見当たらない。日本の行政組織法でも，類似する概念があり，例えば「所轄」，「管理」，「総理」，「分担」などがある。
- (25) 中国では，国体（労働者階級の領導）と政体（人民代表大会制）の議論が旧態のままである。林来梵「国体概念の変遷：梁啓超から毛沢東へ」高橋和之編『日中における西歐立憲主義の継受と変容』（岩波書店，2014）所収を参照。
- (26) この問題については，例えば林来梵「中国選挙制度の法的構造」立命館大学『立命館法学』243・244 号，1995 年所収などを参照。
- (27) 西村成雄・国分良成『党と国家：政治体制の軌跡』（岩波書店，2009 年），加茂具樹ほか『党国体制の現在—変容する社会と中国共産党の適応』（慶應義塾大学出版会，2012 年），熊達雲ほか編著『現代中国政治概論』（明石書店，2015 年），高橋伸夫編著『現代中国政治研究ハンドブック』（慶應義塾大学出版会，2015 年）などを参照。
- (28) 崔敏「64 号文件：官大還是法大」『炎黄春秋』2009 年第 12 期，周永坤「政法委の歴史と演变」『炎黄春秋』2012 年第 9 期など，また，唐亮『現代中国の党政関係』（慶應義塾大学出版会，1997 年），唐亮『変貌する中国政治：漸進路線と民主化』（東京大学出版会，2001 年），Zheng Shiping（鄭世平），*Party vs. State in Post-1949 China: The Institutional Dilemma*, Cambridge University Press, 1997 も参照。
- (29) 韓大元（2014）「中国憲法本文中『法治国家』規範的分析」，吉林大学『吉林大学社会科学学報』2014 年第 3 期所収。
- (30) 鈴木隆『中国共産党の支配と権力：党と新興の社会経済エリート』（慶應義塾大学出版会，2012 年）などを参照。
- (31) 前掲張明軍「依法治国必須正本清源的兩個概念：領導与執政」を参照。
- (32) 中共中央文献研究室編『13 大以来重要文献選編』（中央文献出版社，1991 年），31 頁などを参照。

「領導」と「執政」：中国共産党の「指導」を巡って

- (33) この政策文書に関しては別途検討したことがある。前掲「政治協商会議の位相」を参照。この政策文書の形成に関しては、呉偉「鄧小平推動多党合作方案」『炎黄春秋』2015年第7期所収が詳しい。
- (34) そのほか関係資料としては、2005年の政府白書「中国民主政治建設」、2008年の政府白書「中国的法治建設」があり、また2014年に共産党18大では「中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定」が採択されている。これらの資料を通じて法治国家の構築と共産党の「領導」・「執政」との両立が図られていることが分析できる。
- (35) 前掲張明軍「依法治国必須正本清源的兩個概念：領導与執政」のほか、韓大元「中国共産党依憲執政論析」『中共中央党校学報』2014年第6期所収を参照。
- (36) 中国共産党の幹部選抜に関する最近の実証研究は、Qingjie Zeng (曾慶捷), "Democratic Procedures in the CCP's Cadre Selection Process: Implementation and Consequences", *The China Quarterly*, 2016, No. 225 を参照。私は、公務員制度における「党が幹部を管理する原則」を修正して、党が高級幹部（局長級以上）を政府に推薦する制度へ変えることを提案し、中国における公務員制度の再構築を議論した。毛桂榮「科学執政与重建公務員制度」上海師範大学『比較政治学研究』第10号（中央編訳出版社、2016年）所収。